

## 2022（令和4）年度 第1回名張市差別撤廃審議会 会議録（概要）

日時：令和5年2月20日（月）午後2時～

場所：名張市役所 3階 301・302会議室

### <出席者>

公益財団法人 反差別・人権研究所みえ 常務理事兼事務局長 松村 元樹  
社団法人 部落解放・人権研究所名誉理事 友永 健三  
社会福祉法人 名張市社会福祉協議会代表 杉本 丈夫  
部落解放同盟三重県連合会名張市協議会代表 西野 紳一  
地域づくり組織代表（箕曲地域づくり委員会） 中野 伸宏  
特定非営利活動法人代表（「生活支援グループこんにちは」理事） 鈴木 隆文  
人権擁護委員代表 岩並 正見  
名張市副市長 中村 岳彦  
名張市教育委員 辻 愛  
名張市人権センター代表 今村 洋子  
名張市小中学校長会代表（薦原小学校校長） 中矢 佳代

### <事務局>

人権・男女共同参画推進室 室長 福本 透子、係長 山中 真奈美、室員 奥本 直人、  
室員 森下 亜季

### ・開会

（事務局）それでは定刻になりましたので、ただいまから2022年度第1回名張市差別撤廃審議会を開催させていただきます。本日の会議は公開とし、議事録作成のため、音声の収録をさせていただきますので、ご了承ください。会議は、15時30分を目途に終了させていただきますと思いますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。また、本日委員の友永様につきましては、ご都合によりリモートでの参加となっております。どうぞよろしくお願いいたします。

事項に入ります前に、お手元にお配りしました資料の確認をさせていただきます。まず、今日席に置かせていただきましたが、事項書、条例、審議会の規則、友永委員からの事前の質問・意見、それから、ここからは事前に送付させていただいた資料になります、委員名簿と資料1、資料2、資料3、資料4、資料5、最後に別冊資料となります。足りない資料とかはございませんでしょうか。

それでは、事項書の1、開催にあたりまして、副市長の中村よりご挨拶をさせていただきます。

## 1. あいさつ

(中村副市長) 失礼します。皆さんこんにちは。副市長の中村と申します。よろしくお願いたします。名張市差別撤廃審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、平素から市政全般にわたり、格別のご理解、ご協力を賜り本当にありがとうございます。また本日はお忙しい中、当審議会にご出席をいただき、重ねてお礼を申し上げます。新型コロナの影響もあり、当審議会の開催も約2年ぶりと聞いてございます。本日も限られた時間ではございますが、差別撤廃に受けた忌憚なきご意見とともに、ご指導賜りたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

さて現在本市では新しい総合計画「なばり新時代戦略」の策定を進めておりまして、今議会で最終案として示させていただいております。人権尊重のまちの実現に向けて、すべての分野において、1人1人が互いの個性や価値観の違いを認め合い、誰もが自己決定や自己実現を妨げられることなくともに支え合い、助け合いながら、自分らしくいきいきと暮らせるよう、みんなの人権を守る、このことを基本計画の施策として掲げ、差別をなくす取組を進めていきたいと考えてございます。

また昨年5月ですけれども、三重県の方でも「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」が施行されました。現北川市長も当時、県会議員として、条例の制定にご尽力されたということを聞いてございます。そういった状況の中で、本市の人権施策基本計画につきましても、1年前倒して、改訂をしてみたいというふうと考えておりますので、委員の皆様におかれましては、引き続きご指導承りますよう、よろしくお願申し上げます。本日はどうもありがとうございます。

## 2. 委員自己紹介

(事務局) 続きまして、事項書の2、今年度初めての会議ということで、委員の皆様簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。

では、委員名簿の順番で、こちら、松村様からお願いいたします。

### 【委員自己紹介】

## 3. 会議成立確認

(事務局) 皆様ありがとうございます。それでは事項書の3番に移らせていただきます。会議成立の確認でございます。本日の会議は委員11名中11名のご出席をいただいております。名張市差別撤廃審議会規則第5条2項に基づき、過半数の出席がございますので、本

会議が成立していることをご報告申し上げます。

#### 4. 会長、副会長選出

(事務局) 続きまして、事項書の4番、会長、副会長の選出でございます。名張市差別撤廃審議会規則第4条1項において、会長、副会長を各1名、委員の互選により定めるとありますけれども、事務局より提案ということで、松村委員を会長に、岩並委員を副会長にお願いしたいと思っておるんですけれども、皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

(事務局) ありがとうございます。松村様、岩並様、よろしいでしょうか。それでは松村様、岩並様、前の方の席へ移動をお願いいたします。

では、この後の議事進行につきましては、松村会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

#### 5. 議事

(会長) それでは会長を仰せつかることになりました。普段の講演とかで人前で喋ることは慣れてるんですけど、進行とか挨拶とかすごく苦手なので、さっそく議事の方に入っていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事項書の5番の1として、まず第1号議案、昨年度の第3次名張市人権施策基本計画の実施状況についてということで、資料1と別冊資料の方、まず事務局の方からご提案等いただきたいと思います。

##### (1) 2021年度第3次名張市人権施策基本計画実施状況について [資料1] [別冊資料]

###### 【事務局説明】

(事務局) 続きまして、追加で今日配られました友永さんの質問にお答えいたします。まず資料1のところになります。2021年度第3次名張市人権施策基本計画実施状況に関してということで、3ページというのはこの資料1の3ページのことですが、③の隣保館の相談機能の強化に関わって、相談に関わっている職員数は、ということで、これは2館あるんですけれども、両館長合わせて5名の者が実際には関わっております。関わっている職員に対する研修の実施状況は、ということで、③のところにかかせてもらっております、三重県人権

センター主催のスキルアップ講座に参加したり、あと隣保館職員の研修会っていうのが、三重県の隣保館の部分でもありますし、伊賀と名張で組織しておる隣保館の組織もあるんですけれども、それぞれ研修会がございまして、そちらの方にも参加しております。あと、名張市人権センター主催で相談力アップ研修というのもありまして、そちらにも参加しております。あと両館でも学習会を開いておりますので、そちらの方にも参加している状況です。

相談件数についてですけれども、2017年4月以降ということで、両館合わせまして2017年は23件で、2021年直近で27件となっておって、大体その間もずっと20数件で推移しております。なので、大きく増えているとか、大きく減っているとかはございません。

次に7ページです。子どもの人権に関わってということで、名張市におけるヤングケアラーの実態把握はされているのか、把握されている場合その結果と対応は、ということで、担当の室より回答の方を作ってもらったので、ちょっと読ませていただきます。本市では、教育委員会事務局から各小中学校へ聞き取りを行ったり、名張市要保護児童対策及びDV対策地域協議会において、ヤングケアラーと思われる児童生徒を把握しております。児童生徒に対して、担任との悩みに関する個別面談、欠席時の家庭訪問など、学校で行う教育相談をはじめ、児童相談所職員や本市の家庭児童相談室の相談員により、定期的に学校に対して情報収集や見守りを行っております。本市において、平成19年4月に名張市子ども相談室を設置し、子ども相談員が相談・調整活動を行っております。過去5年間の相談数は年間20件から30件の間で推移しています。相談内容の内訳としましては、子どもからは学校生活の悩み、家庭生活上の悩み、不登校が多く、保護者などからは教師の指導上の問題、不登校、子育ての悩みが多いという状況です。子ども相談室では、子どもから無料で電話がかけられる「ばりっほっとライン」を実施し、令和3年度には6件の利用がありました。(補足：この6件というのは、先ほど申し上げた年間20件から30件の中に入っております。子どもだけの専用のダイヤルではなくて、子ども相談員がいるところに繋がる回線と同じものになっております。)また子ども相談室の案内カードを作成したり、子ども相談室だより「ほっとライン」を発行したりして、市内小中学校や高等学校などに配付して、相談窓口の周知を行っております。

それから次12ページ、参加、交流事業への支援ということで、多文化共生センターの内容、とりわけ人員、主な機能、予算を教えてくださいということで、人員については3名おります。ただ、交代で勤務する状態でありますので、常時センターにいるのは1名から2名ということになっております。この人材については、英語が喋れる日本人が1人、あと中国人の者が1人で、もう1人は日本語ボランティアの団体に属している者が1人です。主な機能ですけれども4つあります。暮らしや地域コミュニティなどについての相談機能、地域

住民と外国人住民の交流を支援する機能、外国人住民の暮らしを中心とした多文化共生に関する情報発信機能、あと、まちの保健室とか地域づくり組織の全体、市役所も含めて名張市の相談体制全部のことを言うんですけども、地域福祉教育総合支援ネットワークとの協働というふうになっております。予算についてなんですけれども、2021年度は410万8000円、2022年度については414万6000円です。以上です。

(会長) はい。友永委員、以上で事務局の報告がありましたけれど、何かご意見とかありますか。

(友永委員) 2点だけ質問がありまして、1つは、隣保館での相談について報告いただいたんですけども、大体20件から30件ぐらい毎年相談があるという報告があったんですけども、その内訳ですね、どんな内容の相談かというのは、答えていただけるのでしょうか。

(事務局) はい。主に近隣トラブルや介護、健康などについての相談が多いです。

(友永委員) 了解しました。それからヤングケアラーの問題について報告されたんですけども、ヤングケアラー、小学校、中学校、おそらくやられたと思うんですけども、どのぐらいのパーセントの子どもが、ヤングケアラーの状態に置かれてるかという把握はされてるのでしょうか。

(事務局) ヤングケアラーに該当する小中学生が名張市内で少なくとも28人いるっていう報告が上がっています。これは令和2年8月の調査です。

(友永委員) 了解しました。まあいろんなところが今実態調査やってますけれど、28人っていうのは実態から見たら、かなりまだ把握できていない数字ではないかなと思うので、引き続き、力を入れて調査をしていただけたらと思います。以上です。

(会長) ありがとうございます。他、委員からご意見とかご質問等ございますでしょうか。

(委員) 私も友永委員が言われたヤングケアラーの問題って非常に大きな問題やと思っていまして、2年ぐらい前ですかね、市議員さんからそういうの調査しましたっていう報告

をもらったことがあるんです。その時は具体的な数字やパーセントではなくて、名張市でもそういう子どもたちがいるっていう実態がわかりましたっていう報告だったんですけど、私 NPO ですが、部落解放同盟の事務局長もしてますので、解放同盟の名張市の定例の会議の中でヤングケアラーの問題を提起して話してる時に、みんなが口を揃えていうのは、部落問題と一緒にないか、それが今また起こってんのかっていう話なんですよね。だから、学校に子どもが来ていない。で、当時の部落問題で言うと、なんでけえへんねや、学校へ出てこいっていう先生がおって、その子どもの生活背景などを見てもらえないまま叱られるだけの子どもがいたわけですよ、現状として。で、そこから部落問題、家庭に入らなアカンっていう状況がどんどん歩進む先生たちが増えてきた中で、部落問題、同和教育をせなアカンっていう話が進んできたのが、もう半世紀前の話だと思うんです。で、今これヤングケアラーの問題、どこまで市役所なり学校が重要というか、大きな課題として見てくれるのか、28 人の実態っていう部分で言えば、この子らは低学力になっていきますよね。で、また改めて識字学級しますか。この子ら、おっきなってから。文字を取り戻せっていう運動に進んでいきますか。部落問題って、被差別部落出身者の問題ではなくて、そこから学び、考えたことを広く全ての子どもたちに運用していかないとダメですよ。その辺でちょっと僕、まだ名張市がヤングケアラー、1 人でも 2 人でもいた段階で、このことをどうしていくかっていうことについては相当議論して、この子たちの 5 年、10 年、20 年先、半世紀前の部落問題、部落出身の子どもたちと同じことを繰り返させるのか、今、手を打って、2 度と同じようなことをさせないための対応策を何かするのか、喫緊の課題やと思っているので、ぜひそのことは、庁内でも議論していただく、担当部署と早急にどういう形でこの子らと関わるのか、その親と関わっていくのか。今、学校も、先生だけの問題ではないんですけど、家庭訪問なんかしてないですよ。してないって言うたら怒られますね。できないですよ。春の家庭訪問 1 つについても、玄関先で喋る、相手との関係もあるからね。昔ってそうじゃないでしょ。ドア開けたら、そこへ足突っ込んで、入れてって先生が言うて、ほんで上がらしてって言うて、お茶飲ましてって言うて、ほんでちょっと家の周りぐるっと見て、ちょっとお母ちゃんこれしんどそうやなとか、そういうのを想像しながら、お母ちゃんとどうやって喋っていきこう、ここでお父ちゃん見えへんのはなんでやろうとか、そんなんを学校へ持って帰って研修してたわけですよ。あそこ絶対もう 1 回行かなアカンでとかね、引継も含めて。そのことをこのヤングケアラーの問題でやれてるかどうか、地域包括支援センターの人たちや教育委員会が把握した中で、その対応策はぜひまた報告してもらいたいなと思ってます。以上です。

(会長) ありがとうございます。被差別部落や同和地区に象徴的に見られた様々な生活課題、それぞれの子どもたちが置かれた状況というのが今、社会全体の広い課題となっていて、その中でやっぱり隣保館が果たしてきた役割がとても大きいという点でも、これから全市的に隣保事業が展開されるようなことを必要とするような実態があるのではないかと。そういった意味で、しっかりと実態を把握して、どうすればこの子どもたちの夢や希望を絶たれない、そんな状況を作れるかというご意見だったというふうにも思います。

時間も限られていますが、他ぜひご意見等あればお話しいただければと思います。

(事務局) このヤングケアラーの問題なんですけれども、ある日突然ヤングケアラーになるというのじゃなくって、お母さんなりお父さんなりにちょっとしんどさがあって、とかいうところから始まると思うんですね。で、この名張版ネウボラでは、子どもが赤ちゃんの頃からご家庭の様子とか見せてもらってまして、ちょっと支援がいるなっていうところはずっと入り続けてるんですね。保育所とかに行っても、保健師とその保育所の先生とかも繋がってますし、学校に行っても、その学校とその保健師というのは繋がってますので、しょっちゅう連絡取り合って、支援が必要ならばそこに支援を入れてというふうに関わっております。で、このネウボラもやり出してから結構長いので、そういった家庭で困りごとって重複するんですね。障害持ってらっしゃったら貧困にも繋がっていくしということで。なのでそちらの面から市の職員も気にかける家庭っていうのは重複してくるんです。そういうことで、たくさんの目で支援しているのが、このネウボラっていう制度になるんですけれども、そういう意味では、このヤングケアラーの実態把握っていうのは、こちらの方で把握しきれないところもあるとは思いますが、かなりの数は把握ができているというふうに思っております。

(委員) あえて言わせてもらいますけど、障害がある子どもの親にしてもそうやし、被差別部落出身の親でもそうですけど、いろんな支援やいろんな働きかけは過去にもしてるんですよ。で、僕が思う一番大事なのは、障害のある子どもの親を起こさなアカンのです。被差別部落の子どもを持つ親を起こさなアカン。このままではアカンっていうことを本気になって伝えて、親が変わってもらわなアカンわけでしょ。いっぱい支援してこうやでって、こうした方がええでって、わかってんねんけどなって。名張市の例えば、小学校で同和教育の加配教員がおって、その先生らが何をやったかって言ったら、家庭訪問して、こうせなアカンで、ああせなアカンでって言っただけと違って、お母さんと一緒になって考えて、今の私が変わらなアカンのやって、お母さんを起こしてきたことが、小学校や中学校の同和教育に

も繋がり、お母さんらの家庭教育、自分らでもっと勉強せなアカンって言って、親の会が立ち上がったってきたわけですから。そこらの視点を絶対に抜かないようにしてもらいたいと思っています。親が変わらないと子どもも変わりませんからね。お願いします。

(委員) 相談支援をやっていくについて、今委員もおっしゃったような話で、相談をしたくても仕方がわからないとか、そういう制度があるかどうかというのもわからないっていう方も往々にしていると思います。今、相談支援の中で1番その部分を見つけていって、その人らをどうやって支援していくかが大事なというのがどこかの文献にも載ってました。で、相談を受ける方も、そういう相談者と連携というか、信頼性を持って、その人らに自分の状況を委ねて、今後どうやって生活していくかということも働きかけていかないと、声かけとか単純なそれだけではなかなか難しいのかなというようなことも言ってました。それから相談支援する人については、やっぱりそういう相談しない人を見つけて、そこをどう取り組んでいくのかというのは大事なのかな。ちょっとトンチンカンなことを言うたかわからないですけど、そういう話もやっぱり大事なのかなと思います。

(会長) ありがとうございます。この名張市の条例にもありますように、実態把握というのはとても重要なことです。政策のスタートラインでありますから。私の出身の伊賀市の方でも今から8年ほど前に児童扶養手当を受給した世帯に調査したところ、今委員がおっしゃっていただいたような、様々な諸制度を必要な人が認識できてないという課題が明らかになってですね、市の方での福祉制度等の周知が十分に行き届いてないという課題が明らかになったので、では次のステップとして、この課題克服のために、画一的にやっていた周知の方法からよりきめ細かく保育園や小中学校を介してとか、結果として届くということを目指した市の取組を展開されてきたということもあまして。やはり実態をどう把握していくのかというのは、本当に大きなテーマだなというふうにも思っています。

他どうでしょうか。私からもよろしいでしょうか。例えばですけど、のちに友永委員も名張市職員の意識調査のところでご意見いただいているところですけども、障害者の人権に関わる内容の中で、障害者理解を深めるためのDVD、ここに「思いやりのあふれる名張市」と出てくるんですよ。今まさに政府関係者における性的少数者への差別的な言動の問題が明らかになってきて、克服すべき大きな課題だなというふうに私自身が思っているのと、この差別という問題を思いやりで克服しようとするこの誤りをきちんと正さないといけないというふうに考えてるんですね。名張市の障害者の人権施策にもありますように、障害者差別解消推進法とか、あるいは市のモデルとして県内でもいち早く施行された「名張市の障害



のある人もない人もともに暮らしやすいまちづくり条例」の中でも、ここに謳われてる政策の基準には思いやりとか優しさとか心掛けで解決しようというのは書かれてなくてですね。つまりその、障害者が等しく、いわゆる健常者と対等な権利を保障されるような施策を実施する必要があるという基準が軽視されてしまっているんじゃないかと。これはあらゆる問題でもそうで、思いやりや優しさってとても大事なんですけど、差別をなくすとかという意味では別個の問題なんですね。そこをきちんと切り分けていかないと、本質的問題が解決していかないんじゃないかという根本的なあたりで、後の調査項目にもかかってきますけれども、ここをきちんと市の方で全職員がしっかりと認識して、今、お話上がったようなヤングケアラーもそうですし部落差別の問題も、構造的な差別の問題だということをしっかりと捉えていかないと、これもまた政策に影響を及ぼすわけでありまして、思いやりや優しさを市民に持ってもらおうと、こういうことで部落差別をなくそうとか、ヤングケアラーの未来を保障しようと、こういうふうになってしまうと実効性が揺らいでしまうというか、不十分な取組になっていくと、課題が課題のまま残ってしまうんじゃないかと思っています。差別という問題は、国際人権保障条約とか、あるいは法律とか条例にありますように、制度とか慣習や慣行とか、構造の問題だということをきちんと据え置いて、施策を展開する必要あるんじゃないかということを、今回の資料を読ませていただいて、非常に強く感じたところで

他、よろしいですかね。何かご意見等ございませんか。

(委員) 先ほどからヤングケアラー問題がすごく気になっている部分になります。私、主任児童委員もさせていただいているので、要対協っていう、それぞれちょっとしんどいご家庭を見守っていく体制っていうのはできているように聞いておりますけれども、それを根本的に解決するというのは、やっぱりとても大事なところかなと思わせてもらいました。あと、まちの保健室さん、私もとてもお世話になっているんですけど、先ほども何度もまちの保健室という言葉が出ていましたので、本当にまちの保健室の担っている役割ってすごく重要なんだなっていうことを感じました。またその辺がもしかしたら、とても負担になっているのではないかなということも感じますが、本当に地域に根付いているところだと思いますので、住民のためにこれからも頑張っていただければなと思いました。感想ですいません。

(会長) ありがとうございます。他、よろしいですか。それでは第1号議案はここまでとさせていただきます。引き続き第2号議案の名張市多文化共生指針について、説明をよろしく願います。

## (2) 名張市多文化共生指針について [資料 2]

### 【事務局説明】

(事務局) 続きまして、友永様より事前にご質問いただいておりますので、回答を申し上げます。当日配付の追加資料、1 ページの下半分をご覧ください。全般に関わった意見として、本市としての取組に役立てるための当事者、学識者を入れた組織を設置する必要があると思います、ということでご意見いただいておりますが、市が委託して多文化共生事業を行っている多文化共生センターは、人権センターの中にございますけれども、その人権センターの規約で定めています理事会や評議員会の方で、多文化共生事業に関わる報告や審議を現在行っております。

続きまして、6 ページの在留資格別の人口推移で、技能実習生が 262 人と最も多く書かれているが、名張市在住の技能実習生に対して人権侵害の実態、長時間労働、賃金の未払い、差別待遇などはないのかどうか、ということでご質問いただいております。これについては、その相談業務を担っています多文化共生センターに聞いてみたところ、令和 3 年度、そして今年度の範囲でそうした人権侵害の相談はないとのことでした。また、市内に技能実習生の監理団体がございますが、そちらの方にも問い合わせたんですけれども、そういった相談はないとのことでした。その理由としておそらく考えられるのが、近年そういった人権侵害の報道等もございまして、行政の監視というものも強くなってきている実態がございます。この監理団体も、3 ヶ月に 1 回のペースで、また国の方も年に 1 回の形で合わせて年間 5 回、受け入れている会社へ監査が入りますが、現在そういった人権侵害の報告というのは、こちらにはされていないということでした。

本指針につきましては昨年 3 月に制定しております。中身については審議の対象としてはおりませんけれども、何か気がついた点等ございましたら、お聞かせください。よろしく申し上げます。

(会長) はい、ありがとうございます。ご意見等ございませんでしょうか。

(友永委員) 一応報告の中で私の意見についても回答いただいたんですけれども、1 番目の全般に関わった意見のところ、私が言いたかったのは、やっぱり多文化共生をはっきりと目的にして、市の施策について提言をしてもらうような組織を作った方がいいという意見

なんですね。だから人権センターの理事会で議論されてるというのはちょっと違いがあると思うんですね。人権センターの理事会というのは人権センター全体をどうするかという任務で理事が選ばれてると思うので、やっぱり多文化共生について、適当な当事者も含めた委員構成になってるのかどうかということも含めて問題があると思うんで、できれば今後の課題として、名張市のこの報告を見ましたら外国人労働者が増える傾向にあるということでは明らかなんで、ぜひ検討していただきたいと思います。以上です。

(会長) ありがとうございます。

(委員) 先ほどの話とも重複するんですけども、ご報告として、実績としてなかったよというのは、それは事実ですからそれでいいのかなと思うんですけども、私が言わせていただいたように、どこに相談していいのかわからへんとか、そんな方々もいると思いますので、この報告自体は今の報告かなと思うんですけども、やはりそういうものも、これからも周知をすると、周知して行って相談窓口がどこにあるとかということも含めて、そういう活動もされる、していくというようなお話があった方が、回答としてはいいのかなと思って。ちょっと失礼なんですけれども。

(事務局) 相談窓口の周知については、外国人が転入とか入国で名張市に来られるんですが、その際に「多文化共生センターの相談先はここですよ」というチラシなりカードなり入れさせてはもらうんですけど、なかなかその他にも日本語で書いた書類とかもどっさりもらいますので、埋もれてしまって、なかなか周知ができてなくて、人づてに聞いて、多文化共生センターに行って、「転入の時にそういえばもらったな」という感じになっておるところです。

(委員) 技能実習生の人たちって、技能を学ぶ場ですから、学校の教員になるわけでもなく、行政職員になるわけでもないじゃないですか。現場仕事を覚るために来るわけですから。で、学校職員とか行政職員って、僕が思うに人権感覚が1番高い職種の人たちだなんて思ってるんですけど、この技能実習生が行く現場って、全部だとは言いませんが、ひどいですよ。見たことあるかどうか知りませんが、人権感覚っていうのはまだまだ。パワハラ当たり前ですからね。この仕事はこんだけひどいとか、職種で振り分けるつもりはないし、その上司にもよるんやろうとは思いますが。個人的に見聞きしている感じで言えば、出身の国やなんやかんやを差別的に言うてる場ってのは僕も聞いたことはないですけど、言葉が通じ

にくいとか、いろんな部分で、最初からそんなに手際よく仕事なんかできないじゃないですか。そこをさっき言った思いやりで、こうやってすんねんでとか、通訳入れて日本語ちょっとずつ覚えていきやとか言ってやってもらうのか、1日1日利益上げないとその会社は儲からないわけですから、企業ですからね。そんな悠長なことやってられんのかっていう話にも一方ではなるでしょ。そしたらだんだん言葉も荒くなるし、その荒くなる言葉の中にはパワハラめいた言葉ってやっぱり出てきますからね。そこらを把握できるかどうかは難しいし、そこらを研修してもらたとところでどう変わるのか、正直わからないところはありますけど、名同協の活躍に期待しようと思ってます、企業部会で。でも実態として、結構しんどい思いしながら働いてる人たちも名張市内でもいるということは感じてもらった方がいいかなと。

(会長) ありがとうございます。あと、やはり大きなテーマの1つ、実態をどう把握するかということ、企業さんの人権の問題に関わる実態、そして名張市在住の海外にルーツのある人たちの人権侵害の実態、こういったものを、アウトリーチとか、そういった形で積極的に、そうした例がないかということ、当事者に把握しにいくようなアプローチはとても重要でして、それから昨年、伊賀市の方で、伊賀市内の隣保館や教育集会所を利用して、高校生や青年と、あとはその館を利用してる小中学生の保護者さんに、まず館を利用してるニーズ調査をやったんですよ。で、ニーズ調査の項目の中に被差別体験を聞いて、体験がある人にその聞き取りに応じてくれるかどうかという項目を入れたところ、88の方が協力してくれたんです。そしたらそこから115事例の部落差別被害の例が出てきて。それは結婚差別からマイクロアグレッションから様々だったんですけど。その館にも、あるいは市にも、本当は相談したいけれどもきっかけがなかったり、あるいは人となりかわからないのでなかなか相談しにくいとか、いろんな事情があって、実は相談には来てないものの、それだけの被害が10代や20代にも及んでるとか、こういうことがわかってくるんですね。そうした時に、現行の相談のあり方だとか、あるいは今議論になってるような実態を把握する術が、相談を受けるという方法だけでいいのかというあたりは、これからの実効性のあたりで、大きな検討課題になるんじゃないかな、というふうに思います。他の方どうですかね。

(副会長) 技能実習生にボランティアで日本語を教えているんですけど、すごく感じるのは、彼らは多分、現場ではさっき言っていただいたように、ひどい言葉を浴びせられることもあると思うんですけど、そこまで気にしていないような感じがします。それと、相手が怒ってるなっていうのはわかるけど、日本語がわからないので、そのニュアンスはそこまではわか

っていないのかなというふうではあるので、もし相談を受けてあげるのであれば、やっぱり彼らの母語が必要だと思います。だから残念ながら今、名張にはフィリピン語がわかる人、ミャンマー語がわかる、ラオス語、ベトナム語、この辺の言葉がわかるペラペラの日本人がいませんので、どこかに頼まないと相談ができないというところで、ちょっと相談に行こうと思っても、「うーん、まあいいか」となっているようなイメージはあります。実際、日本語で困ったことはないかと聞いても、「うん、大丈夫」と言いますので。こういう隔たりが感じられるので、もしできるのであれば、母語で相談できるところを年に 1 回でもいいから設けてあげられたら、相談の件数も増えて、本当のことを言うことができることもあるのかなと感じます。

(会長) ありがとうございます。こういう被害を受けた時にはというフローチャート図みたいなものもあればいいのかなと思うんですね。それをね、今おっしゃっていただいたように、様々な言語で聞けば、例えば職場内でこんな被害を受けた場合、こういう行為を受けた場合にはこういう窓口があります、で、こういうとこで相談していけばこうなりますよっていうフローチャートを示したり、あるいは実際解決をされた事例なんかも、相談者の了承が要りますけれども、この多文化共生センターで果たしてきた役割の中に、こういう外国籍の方からの相談を受けてこういうところを紹介、とかこんなふうにご助言やアドバイスで支援させていただいた結果こうなりましたよ、という解決事例も公にさせていただくと、「あ、それなら相談してもいい」というふうに、アクションに繋がりがやすい面もあるかなと思うので、そういった工夫もぜひまたご検討いただければなというふうに思います。他の方よろしいですか。

それでは、第 3 号議案ですね。人権に関する名張市の職員の意識調査の結果につきまして、資料 3 の方で、ご説明の方よろしく願いいたします。

### (3) 人権に関する名張市職員意識調査の結果について [資料 3]

#### 【事務局説明】

(事務局) 続きまして、こちらも友永様より事前にいただいておりますご質問に回答をいたします。当日配布の追加資料、裏面の 2 ページをご覧ください。

資料 3 に関わって、全般に関わって、調査の実施時期は昨年 2022 年の 11 月 1 日から 30 日になります。調査方法・回収状況については、Logo フォームというウェブ上で回答でき

るツールを使って行いました。庁内各部の主管室を通じて職員への回答への協力を依頼いたしました。今回の回答率については、約 49%になります。過去の調査との比較ということで、前回本市において職員の人権に関する意識調査を行ったというのが、2004 年に実施したという記録がございましたけれども、資料の所在等が不明のため、今回比較は行っておりません。市民意識調査の結果との比較ということで聞いていただいておりますが、2016 年度の名張市民意識調査での設問に対しての比較データは一部、11 ページや 13 ページに載せております。全体としては、市民の意識よりも今回の職員の意識が下回る数値が現れた設問というのはございませんでした。

続いて 5 ページの人権差別に関する考え方、次の 6 ページ、人権に関する知識、そして 17 ページ 18 ページ、同和問題に関する意見ということで、この 3 点について友永様より意見等いただいております。当室としてもそれぞれいただいているご意見の通りと考えさせていただきます。とりわけ職員の研修につきましては、現在よりもより計画的な充実したものを実施していく必要がございます。こちらについては、市長、副市長、人事研修室にすでに認識してもらっております。今後進めていくことになってございます。

事項 3 についての事務局からの説明は以上です。

(会長) それでは職員の意識調査の結果に関わって、今ご説明いただいた内容も含めて、ご意見、ご質問等あればお出しただければと思います。先に友永委員、先ほど回答がありましたけれどもどうでしょうか。

(友永委員) 一応簡単な回答をいただいたんですけども、まず、調査方法と回収状況のことについて言いますと、49%の人しか回答してないというのは、ちょっとやっぱりこれは、公務員で、一般市民の方の回答状況よりちょっと多いぐらいの回答にとどまっていると思うんで、もっと回答があつて然るべきだと思うんですね。ですから、回答しなかった職員の方の意識っていうのは、果たして今回の結果で判断していいのかどうか、私は疑問に思いますね。やっぱりもっと遅れた状況の方が回答してないと見る必要があるんじゃないかな、ということを感じました、1 点は。で、あと、思いやりではなしに権利の問題で、国とか自治体が守らなければいけないものだということについての理解って、やっぱり公務員の立場の人は絶対持たなかったら失格だと思うんですね。そのぐらいの問題なので、しっかりと人権というものについての考え方を研修の中で位置付けていただきたいということと、公務員は自分の個人的な考え方で仕事をやったらいけないわけであって、法律とか条例とか、そういう根拠に基づいて仕事をやらなきゃいけないわけですから、その条例とか法律というもの

を知らないということは、基本的にはおかしいんですよね。ですから、職員研修として計画を立てて、全ての職員に基本的に知ってもらっておかなければいけないものについては知ってもらおうという計画を立てるべきだと思うんですね。で、部落問題についても同じことが言えるので、研修のあり方をぜひこの機会に見直してほしいと思います。以上です。

(会長) ありがとうございます。他にご質問やご意見ありますでしょうか。

(委員) すいません。職員研修に関わっての話なんですけれども、初任者、新規の採用者と、それから主幹になるときでしたっけ、なんかあるんですよね。全体の研修みたいな、その対象者。

(事務局) 主幹になるときではないですね。県で主催している研修に管理職が行くというのがありますけれども、それは部長級の管理職で、県で主催している分ですので、市の研修とはまた違います。

(委員) 先ほどの友永委員の話じゃないんですけど、市単独の研修として、男女共同参画が色々考えてくれたり、名同協が色々施策を出して、職員を出してもらったりするのはあると思うんですけど、比べたらアカンのかわかりませんが、私、学校現場で働いていたので、小学校や中学校の教職員って、普段子どもたちに授業しますけれども、最低月 1 回 2 回、教職員研修ってあるんですよね。で、そこにはその授業の研修もですけど、人権教育の研修もあるわけです。で、ある時はグループになりながら自分の思いを語り合ったりとか、そういう研修ってあるんですよね。最近市役所の人とお話をしてたんですけども、例えば、男女共同参画室っていう室内で定期的には人権研修するのか、営繕住宅室っていう室内で室内の職員が定期的に研修する、秘書室っていう室内で定期的にはやるんだっていう話があり聞かなくてこないんですよね。もう一方で、人権大学に名張市から何名か毎年派遣していただいているのに、欠席率の高い人がいるとかね。もうそれ聞くだけで、お前は今のこの部署のこの仕事が 1 番大事やねんから、そんな忙しい時にそんなところ行ってやんと今日は欠席せえよって上司が言うてんのちゃうかと思ってしまいます。本来は、今この窓口のこの仕事は、根底に人権っていう意識を持って業務に当たるのが、行政職員としては当たり前で大事なことなんやから、今、目の前の仕事云々は俺らに任しといてとにかくしっかり勉強してこいって上司が言って行かしてもらってんのか、本人の気持ちで、あんなところ行きたないわあちゅうて勝手に休んでんのか、その行ってる出席率とか、そんなんも実態をしっかり調べても

らうと、どういう状況かはわかると思いますし。各室ごとの人権に関わった研修、それぞれが独自にやっている研修っていうのがどれぐらいやられているか。1階の窓口業務の人なんかは特に市民と対面するわけですから、そこらはそこで、ごめんなさいね、知らないから言うてるんで、やってくれてると思うんですけど。その感覚を持って対面してもらわないと。以前、生活保護の申請で行った人が、たまたま知り合いの友達だったんですけど、怒って窓口で本当にボロくそ言われたって言って帰ってきたことがあったんですよ。ほんでどんな対応の仕方したんって聞きに行きましたけれども、生活保護受給の申請に行っても、そんなんアカン、こんなんアカンって。アカンものはありますよ、もちろん。でも言い方ってありますよね。市民が不満に感じて帰るような形で帰らすっておかしいですよね。だから、いろんな法律やいろんなことを知ってるのはもちろんやけど、その根本に人権感覚っていうのを持ってやってもらわなアカンのが行政職員なんやから。改めて名張市職員の研修が今十分いけるかどうかの実態、共同参画室に任しときゃええねん人権はっていう意識が市役所の中にありませんかって単純に思います。例えば維持管理室が、俺らは俺らで市道など壊れたところ直しに行くのに色々市民の苦情も聞くし、維持管理室の立場でこんな人権感覚持ってやってやなアカンねんって言うてくれたらととっても嬉しいですけどね。で、こういう研修しようと思ってるんねんけどちょっと共同参画室、こんなにええ人おらんかって相談で来たとかね、室長がね。そういうのがないのかなって思うし、あつてほしいなと思っています。

(会長) はい。他にご意見はありますか。

(委員) 意見とかそういうことではないんですけど、この頃ハンコレスっていうことで、楽やなっていう気持ちがあります。その楽やなっていう気持ちとは違って、男女って書く欄もなくなっているものがあるということで、これは楽とかいうものではなく、「あ、進んだな」というふうに考えています。で、そのようなことがこの資料1の13ページにも書いてあって、必要なものについては致し方ないけれど不要なものについては省略するというふうに書いてもらってあるので、あ、それがそうかなっていうふうに読ませていただきました。それを考えると、アンケートなんですけれど、それ以前の時に取られたアンケートか、男女っていうことを問う、その結果、男女別に何か傾向があるのかなっていう結果かと思うと、特にその男女で結果を比較するというものはないようですので、答えたくないという人に賛同して、その時にこの項目は削除するのか、それとも生かしてこれを活用するのか、またお考えいただけたらと思います。



(会長) ありがとうございます。友永委員のご提案にもありましたように、研修計画あたりは今回の調査結果を見ていくと改善が必要な点があるのかなというふうに私自身も感じているところです。また、採用1、2年目の方とか、あるいは係長級の方、あるいはその課長級以上の方、こういった役職と、あるいは経験年数に応じて必要な研修も実施されていく方がいいんじゃないかというふうにも思っています。今いただきましたご意見のように、いわゆる性自認に関わって、項目を設けるのであれば、それがなぜ必要なのかということを仮説立てた項目設計も必要だと思います。そういったことも含めて来年度の実施に向けて、この審議会で、質問項目についても何か検討・審議するような機会っていうのはあったりするんでしょうか。

(事務局) 職員の意識調査の方はないです。

(会長) それでは、委員それぞれからも、事務局に向けて何かこういう項目を入れてはどうかという意見も、個別で送っていただくという形になるかなというふうに思います。この職員の研修を実施する主体的な担当部課というのは人権男女になるんですか、総務ですか。

(事務局) 人事研修室です。

(会長) わかりました。特にその意識というか、職員に向けての働きかけもかなり重要だと思うので、委員の方からも強く色々こういった意見があったということを共有いただきたいと思います。

(委員) 今やリモートで会議ができるような素晴らしい時代なんですけれど、出遅れてる者にとっては、この回答をパソコンやスマホといった機械を使ってしなさいと言うと、ちょっとごめんなさいというふうな形で、そこが障害となって回答できないという。皆さんできますか。紙媒体ならしますというのがあるんですが、そういう障壁というのは、市役所の方々は無いんでしょうか。それが1つ、回答率の低さにも繋がってないかなと。

(事務局) パソコン1人1台で分け与られている職員は、同じタイプのアンケートは何回もやってきているので、慣れていると思います。会計年度任用職員には、QRコードを携帯で読み取って、自分で携帯からしてくださいというふうな形で頼んだので、そこでちょっと

躊躇する方もあったと思います。

(委員) 60歳以上はそうかもしれない。こちらを見せていただいたんですけど、いろんなことが障壁となるということもあるかなというふうに、今回この結果を見せてもらってわかりました。相談窓口がわからないように、やり方がわからないという人もいるかなと思いますので、また何かの救済の措置をお願いします。

(会長) ありがとうございます。よろしいですか。

(委員) 私は色々、学校現場の立場で聞かせてもらっていて、先ほどからヤングケアラーのこととか出ていたんですけど、自分自身、学校の役割ってとても大きいなと思って聞かせてもらってました。その実態把握にしても、家庭訪問もだいぶコロナ禍でなくなってはきているんですけど、家庭訪問がなくなったとしても、子どもたちの実態把握って、いろんなところからできると思うので、子どもたちの日記であるとか、つぶやきであるとか、いろんな職員が関わるとかというところで、子どもたちの生活背景というものをどこでどう捉えるかということもすごく大事ななということと、あと保護者の方、助けてと言える保護者さんいるんですけど、なかなか言えない保護者さんにどういうツールで支援方法とか、どこどこ行ったら相談できるよという方法を伝えるというのも、自分らがやっていかなアカンのやっていうことを聞かせてもらって、そのためにやっぱり研修、さっきも出てましたけど、若い先生方がどんどん入ってくる中での人権の研修とかも必要かなというふうに思わせてもらいました。この前、うちの学校の3年までの職員さんが市の人権の研修に行ったんですね、何人か、5、6人で。行く前はちょっと嫌がるかなと思ったんですけど、「行く？」って聞いたら、「ぜひ行きます」と言って行ってくれたんです。名張市は、こういう人権教育を大事にしているんやという研修会だったんですけど、動作を入れながら、こういう時にはこんねん答えたらいいよとか、本当にもう初歩的な研修やったみたいなんですけど、帰ってきて、「どうやった？」と聞いたら、「めちゃくちゃためになった、行ってよかった」と言って帰ってきたんです。その声ってやっぱり年配の方にもすごくいい刺激になって、あ、じゃあ僕らも頑張らなアカンなっていう気もなるし、そういう若い教職員らの研修って、楽しく教えてもらうってのすごく大事なんだなと思わせてもらったので、今日の意見も受けながら、学校でもやっていけそうだなと思わせてもらいました。ありがとうございます。

(会長) ありがとうございます。それでは、第4番目ですね。資料4になりますけれども、

名張市民の意識調査の実施に向けてということで、ご説明をよろしく申し上げます。

#### (4) 人権に関する名張市民意識調査の実施に向けて [資料 4]

##### 【事務局説明】

(会長) はい、ありがとうございます。意識調査の実施に向けて、調査実施の趣旨、プロセス、スケジュール等につきまして、ご意見等ございましたら、よろしく申し上げます。

私の方からよろしいですかね。市民意識調査の市民の課題の発見、あるいは市の施策の効果測定につながる調査になるということはとても重要だと思いますし、次の新計画にもしっかりと反映されるような、具体的な市民の意識面の課題、あるいはここに人権侵害・被害の実態を聞く項目を入れてもいいのかなと思いますね。よく県や他市の方で実施されてる調査項目の中に、市民意識調査ですけれども、過去5年間くらいであなたの人権を侵害された経験があるかみたいな項目に対して、大体1割ぐらいの市民・県民が「ある」と答えられる。で、その被害の状況を詳しく聞いていくと、様々な差別問題、セクシャル・ハラスメントだとか、あるいは外国人であるということを経由ととか、こういう実態も把握できるような形にはなりますので、それも活用しながら、今回ご意見出されたような内容も含めて、把握していけるような、そんな調査になればなというふうに思っております。

特にご意見なければ、次の項に行かせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、最後になりますが、差別事象の報告ということで、ご説明よろしくお願ひいたします。

#### (5) 差別事象の報告について [資料 5]

##### 【事務局説明】

(会長) はい、ありがとうございます。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。今回、被害届とかは出されてない形ですか、近鉄さんの方から。

(事務局) 警察に報告はされたんですけれども、黒色油性マジックということで、消えるという判断になったかわからないですけど、器物損壊には当たらないというような判断になったそうでした。犯人追及とか、そういうのもないような報告になっております。

(会長) ご意見とか、ご質問とかよろしいでしょうか。

## 6. その他

(友永委員) その他事項で、私 2 つ出してるんで、これ答えていただいたら。戸籍謄本等の不正入手に関わった質問と、重層的支援体制整備事業に関わった質問を出してますんで。

(会長) ありがとうございます。事務局の方で回答の方をお願いします。

(事務局) 友永さんからいただいた質問のその他というところが裏面にありますので、こちらにお答えします。

まず、戸籍謄本等の不正入手に関わってということで、名張市に関係した近年の戸籍謄本等の不正入手事件に関わった現状を報告してくださいということで、原課に確認しましたところ、判明した、事件性があったという案件はございません。次に、名張市における登録型本人通知制度の登録状況を報告してくださいということで、名張市はこの制度はまだ導入しておりません。県内の 29 市町中、導入済みは桑名市、四日市市、鈴鹿市、伊賀市の 4 市のみとなっております。

次に、重層的支援体制整備事業に関わってなんですけれども、名張市は重層的支援体制整備事業を実施しているかどうか。これは令和 3 年からの国の制度になりまして、縦割の行政ではなく、いろんな分野が連携し合って支援体制を築いてくださいということなんですけれども、まちの保健室、地域づくり、市役所含めて、学校なども含めたその連携のシステムのことを言っており、実は名張のまちの保健室を含む制度全体がモデルとなって、この重層的支援体制整備事業というのができているわけです。なので、モデル事業に手をあげまして、名張の事業を参考にこういうものができているので、名張市は当初から実施しております。そして、隣保館の位置付けについては、まちの保健室ほどではないなんですけれども、そちらと横並びで、1 つの相談機関というふうに、位置付けを考えております。

(友永委員) よろしいですか。まず、戸籍謄本等の不正入手事件のことなんですけれども、これは現在もまだ全国的に大問題になってまして、私は名張市でも不正入手事件は起こってると思うんですね。ですから、ぜひ真剣に、少なくとも、登録型本人通知制度を導入する議論をやっていただきたいと思います。名張市では起こっていないということはあり得ないと思います。大規模に全国的に不正入手が行われているのが分かってくるので、これ検討していただきたいということですね。

で、重層的の新体制整備事業に関わっては、名張がモデルになっているということはいいことだと思いますけれども、実は隣保館でやってきたことが実は重層的支援体制整備事業のモ

デルなんですね。隣保館はまさに、断らない相談、どんな相談でも落ちてきて、解決に繋がる工夫をずっとやってきた伝統があるわけで、その意味では、ぜひ名張市のこの重層的支援体整備事業の中に、2か所の隣保館をきっちりと位置づけていただきたいということを要望しておきたいと思います。以上です。

(委員) 戸籍謄本等の不正入手については、名張はないのがおかしいという話やけれども、少なくとも名張市に問い合わせたそれはないということで。通知制については、去年かな、北川市長と話した時に、前向きに取り組むということで、進めてもらっているの、その方向でぜひともお願いしたいと思います。

(中村副市長) 今日は本当にお忙しいところありがとうございました。いろんなご意見賜りましてありがとうございます。少し私の方でも申し上げたいと思うんですけど、思いやりということについて、会長の方から差別は構造的な問題、そういう認識は常にありますし、事業も進めさせていただきたいと思っております。で、この間10月に比奈知文化センターの50周年事業の中で、江川紹子先生が「思いやりでは解決しない、理性だ」と言っていたんですけど、そういったことも教えていただいている中で、しっかりと取組をしていきたいなということと、もう1つはやっぱり構造的な問題ということを理解するためには、職員にしっかりと知識を持たせていただくということが必要でございますので、今まで市職員に対しての研修のあり方というのをしっかりと検証させていただいて、理解していただけるような、そういう研修制度というのを今、丁度考えてございますので、また引き続き、そういった試みにもご指導いただければ、というふうに思います。

それと、やっぱり助けを必要としている人に対してどう伝えていくかということが、人権男女に関わらず、いろんなところで市がやっていく施策の中で非常に重要というふうに考えてございますので、デジタル技術という話と、紙じゃないと、という話もありましたので、その手法をどうするかというところについてはハイブリッドの見通しを考えながら、やっぱりそこにどう届けるか、どう知っていただくかというところを真剣に考えさせていただきたいと思いますので、色々、貴重なご意見承りまして、本日はどうもありがとうございました。

(事務局) 事務局の方から1点、事務連絡だけさせていただきます。委員報酬の支払いの事務の関係で、委員の皆様のマインナンバーの届け出が必要となります。これまでにすでに市へ届け出いただいている方につきましては、そちらを確認させていただきますので、ご了承ください。それから、今回、新たに書類の提出が必要な方には、あらかじめ書類の方をお渡しさせていただいておりますけれども、もう会議の前に皆様いただきましたので、それで事務を進めさせていただきます。また、前回報酬を受けている方で、住所や振込口座等変更がある方がいらっしゃいましたら、この後事務局までお知らせください。以上です。

(会長)

ありがとうございます。それでは、今回の議事につきましては、これですべて終了という形になっております。全員のご意見を聞かせていただく時間はありませんでしたが、以上をもちまして、半時間押ししましたけれども、今年度第1回の審議会の方、これで終えていきたいというふうに思います。ありがとうございました。

16時00分終了